

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和7年7月2日（令和7年（行情）諮詢第746号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第683号）

事件名：特定の期間に作成された自由民主党安全保障調査会における説明資料の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月10日付け情報公開第00189号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

関連部局を探索の上、今一度発見に努めるべきである。

第3 訒問序の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和7年3月7日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

2 原処分について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示（不存在）とした。

3 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、発見に務める（原文ママ）べきである。」旨主張している。

諮詢序は、開示請求2024-000587（原文ママ）を受理した令和7年3月7日以降、審査請求人からの当該開示請求2025-00008を受理した令和7年4月11日の時点までに、自由民主党安全保障調査

会が複数回開催されたことを確認した。しかしながら、右期間に開催された調査会において、外務省に対する説明資料提出の求めはなかったことから、該当する文書の作成は行っていない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記3のとおり、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和7年7月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書の開示請求書には、「開示請求番号：2024-00587で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、別件開示請求（開示請求番号2024-00587）の開示請求受付日である令和7年3月7日から本件対象文書の開示請求受付日である同年4月11日までに作成された文書を求めているものと解した。

イ 自由民主党安全保障調査会が当該期間において開催されたが、外務省に説明資料提出の求めはなかったことを確認しており、本件対象文書に該当する文書は作成していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体

的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求に対し、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出したもののうち開示
請求番号：2024-00587で特定された後に作成されたもの全て。